

○議長（中本正人君）順番3、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、次の3点について質問いたします。

1、中心市街地土地区画整理事業における市当局の基本姿勢への疑問。2、なぜ学校で国の安泰の大切さについて教えないのか。3、市内循環バスの運行形態について。

以上であります。

まず、第1の、市街地再開発区画整理における市当局の基本姿勢への疑問について。

市街地再開発に関連して、再開発住宅及び先行取得地の管理に関する問題点。再開発住宅については、入居見込みのない空き家を何十戸、何年も、ただ管理している。この点に問題があります。

次に、先行取得地については、再開発に活用するめどが全く立たないにもかかわらず、駐車場がなく困っている付近の個人商店や一般市民の利用を拒むという不合理。さらに、市当局は形式論を振り回して事足りるとして今日まで来たが、市民感情から実質的に考えると全く納得できるものではありません。猛省と即時対応の改善を求めます。

次に、第2の、何ゆえ学校で国の安泰の大切さについて教えないか伺います。

学校では、郷土を大切に教えている。しかし、国民の生命、身体、自由及び財産の安全、つまり、私たちの平穏な日々の営みを支えるのに欠くことのできない国の安泰の大切さについては、ほとんど教えていない。人権、人権と、その大切さを教える学校で、人権保障の前提となる国の安泰の大切さをなぜ教えないのか。日本国の安泰が崩れれば、人権の

保障なんぞ吹っ飛んでしまう。目に見えているではありませんか。

次に、第3の、市内循環バスの運行形態について。

できるだけ多くの市民にご利用いただくためには、月水金と火木土とに、隔日に運行し、バス停を倍に増やすという発想をご検討いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君の質問項目1、中心市街地土地区画整理事業における市当局の基本姿勢に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）まず、中心市街地土地区画整理事業の再開発住宅の管理についてお答えします。

橋本市再開発住宅は、中心市街地第一地区土地区画整理事業施行区域内に居住する借家人等で、同事業等の施行に伴い住宅困窮者と認められる方、及び一定期間仮住居が必要と認められる方のために、平成11年に建設しました。

入居資格等については、議員もご存じのとおり、橋本市再開発住宅設置及び管理条例第4条で定めており、国の補助も得ていることから、現時点で資格のない方の入居を許可することはできません。

ただし、被災された方の応急対応として、当該住宅への入居を希望された場合には、市営住宅と同様に、地方自治法第238条の4第7項の規定、並びに橋本市公有財産規則第13条第1項第4号及び第14条第2項に基づき、行政財産の一時使用として、1年を超えない範

困において入居を許可させていただく場合があります。

なお、現在行っている休止区域の整備方針検討とあわせ、今後の再開発住宅の有効活用については、国・県と協議を行いながら検討を進めたいと考えています。

次に、先行取得地の管理についてお答えします。

中心市街地第一地区土地区画整理事業地区内で、事業に先行して取得した用地は、当該事業で道路等の公共施設用地に充当する行政財産となります。行政財産とは、地方公共団体において、公用または公共用に供する財産であり、地方自治法でその管理及び処分が規制されています。また、本来の目的外で使用する場合には、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律及び橋本市公有財産規則等にも適合する必要があります。

このたび、休止区域の整備方針検討において、国等と協議を行う過程で、現状の先行取得用地の取り扱いが適正でないとの指導を受け、行政として是正すべきであるとの判断に至ったものです。

なお、これまでと同様に、個人等への利用許可は今後も困難と考えますが、土地の有効利用を図る上で、公平かつ公共性に支障のない範囲でどのような土地利用が可能であるかについて、さらに国等と協議を行い、検討を進めていきたいと考えています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）答弁の順番に従って疑問点をただしていきたいと思えます。

そのはじめに、まず、法律はこうだと、制度はこうだ、だからだめだと。しかし、法律というのは、それぞれ目的、制度も目的があります。その制度、目的に合致しない形、あ

るいは制度、目的に何ら支障がない場合においては、実態を鑑みて、具体的妥当な結論を出す、これがやっぱり基本的な姿勢として必要であると考えます。

はじめに、入居資格については、被災された方の応急対応として、当該住宅への入居を希望された場合には、地方自治法の第238条の4第7項の規定、それと橋本市の規定によって、1年間を超えない範囲で一時使用をさせると、こういう制度になっているんですけども、地方自治法第238条の4第7項の規定は、行政財産はその用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。こういうふうになってまして、1年という期限はないんです。橋本市の条例、規則等では1年に限定しているんですけども、いろんな場面がありまして、具体的妥当性を考えれば、何で1年にする必要があるんかと。3年でも4年でも、いろんな場面、そのときには考えられなかった場面が生じた場合には対応できるように、規則がどうだ、法律がどうだと言わないでも、具体的な妥当性を図れるように、もっと広くしておくべき必要があると思うんですけども、その点についていかがでしょう。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）現行の市の規則等によりますと、1年ということで規定をさせていただいております。

被災された方につきましては、例えば市営住宅とか、公営住宅のほうでの入居等についても規定をしております、そちらのほうで入って、入居条件が整えば入っていただけるということで、そちらのほうについて対応させていただいておるということで、この目的を持ちました再開発住宅等につきましては、次の生活に向かったの準備をしていただく期間、新しい入居の場所を探していただく期間

として、1年を限度として入居いただいているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それも確かに一つの方法だとは思いますが、しかし、今、何十軒とあいているところで、ここにいるのが一番自分にとってはありがたいんだ、便利だと、生活しやすいという人を、あるいは、そこへ生活いれないと、1年以上いれないというのは、形式論だけで通していく、そういう姿勢に問題がありませんかということ言ってるんで、市営住宅云々の話も当然なのはわかりますけども、やっぱりその辺は規則の変更を含めて、改善を含めて、弾力的に対応できるような方法をとるべきじゃないでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）現行の規則としてはそういうことでございますので、今、我々にとってしなければならないことは、区画整理の今後の方針、ここを早期に決定をして、その上で、この再開発住宅の次の活用というんですか、そういうことについて、方針をとにかく早く出していく、これが今、我々のしなければならないことかなというふうに思っております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういう答弁が、やっぱり形式に過ぎると。だから、じゃあどういう形でやっていくかということは、我々は市民の意思、あるいは必要性を聞いて話ししてるんだから、やはりそれは別の話だというようなことで答弁されては困ります。

それと、先ほどの答弁に戻って言いますが、現に行っている休止区域の整備方針検討とあわせ、今後の再開発住宅の有効活用については国、県と協議を行いながら検討を

進めたいという答弁ですけれども、これ、前から同じことを言ってるんですね。具体的に前の場面とどういふふうになら変わったか、ご説明願います。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）再開発住宅の有効活用につきましては、以前から議会のほうでもご指摘をいただいております。このことにつきましては、県、国等ともその後何度も協議をさせていただきました。その中で、結果といたしましては、今の区画事業の方針を決定して、その上で、区画のために建設した建物でございますので、その方針に基づいて住宅の次の活用ということを検討するようということの指示をいただいておりますので、現状といたしましては、一刻も早く区画整理事業のほうの方向性を決め、その上で再開発住宅の活用についての計画を策定していきたいというふうに思っております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういう話を聞いていたので、たまたま私の、同じ釜の飯を食った後輩が、国土交通省の事務次官になっておられるということを知ったので、その人と私、直接知らないのですが、知り合いというか、友達の元国土交通省副大臣の方をお願いして、つないでくれと言うてつないでもらって、それで一人で上京して会っていただきまして、今のようなことを話しさせてもらいました。

土地の、駐車場の件で特にお願いしたんですけども、地方創生とか、地域の活性化と国が言っているけれども、こういう形式論で推し進めていけば、地方はますます寂れる。本当に困っているのは、地方のそういう形式論で押されている人々なんだと。だから、何とか弾力的な運用ができないかということを検討してください、ということをお願いしたんですけども、その方は、今すぐ答弁でき

ない。だから、1週間ぐらいたってから、またこちらから検討して報告するというので、1週間後で電話いただきました。そしたら、近畿地方整備局と県と市と話し合っ、具体的妥当な結論を導いてくださいと。そういう連絡いただいたんですけども、そういうことをやってくれてるんですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今回、用地のほうの使用をとめさせていただくにあたりましては、当然、市のほうからも何とか活用することができないかということで、県、国等に対する協議をさせていただきました。その段階では、現状での使い方というのは適正でないということで指導を受けまして、現在に至っておるわけでございますけども、ただ、その後も引き続き継続して、国、県のほうには協議をさせていただいております。

その中で、現状としての個人に関する直接的な、お貸しするという事はなかなか難しいということでございますけども、いわゆる公平かつ公共性に支障のない範囲、具体的になかなかこのあたりのところが、どうなのが該当するかというのは難しい部分ではございますけども、そういった範囲の中では可能性があるというお話もいただいておりますので、何とか今後も市のほうでも考え、また、県とも相談しながら、国等と協議を進めて、何とか活用できる方法がないかというのは、今後も継続して協議はしたいというふうに思っております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）特定の個人だけに便宜を図るというのは、私はやっぱりおかしいと思うんですけども、市の財産であれば、例えば市の市有地がある。そこが駐車場にもいろんなことに使えと。そこへ車を置いて、買物できる。それは不特定多数の市民がそれを

利用して、便宜を図れるじゃないですか。特定の店というところを対象に考えておられますけど、いろんな人がその店を利用するんであれば、それは公共のお役に立っているという話ではないんでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）そのあたりのところ、一応、国等の補助もいただいておりますので、承認もいただいでないと、なかなか活用するという事は難しいと思いますので、今ご意見をいただいたことも踏まえて、今後も継続して国のほうに、何とか活用できるような形での協議を進めていきたいというふうに思います。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ありがとうございます。

私がいつもるる申し上げているんですけども、すり合わせのときにも、市街地開発あるいは再開発するための目的のために、住宅を建てた。あるいは先行取得したと。そのときに、住宅が建つ、市街地再開発が全く進まない。何にも進まない。これはどれぐらいたったらできるか、全くできないか、そういうことを一番知っているのは皆さんでしょう。市当局でしょう。全く利用しない、事業実現のために利用する必要がないという場合にも、事業のために必要だと。だから使わせないと。どうもおかしいと思うんですよ。建設部長、お立場ありますけど、全く利用できない、何年間も利用しない、これからもそうだと。そのときに、これは法律で、制度で、目的外使用になるからだめだと。今だって目的の使用にしてないじゃないですか。何十軒も空にしておいて、目的使用にしてないと。そういうことを考えたら、制度自体がおかしいと僕は思うんですけども、部長、いかがですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）なかなか事業とし

て活用ができてない期間が長いということはあるわけでございますけども、ただ、現行の法等によりますと、そういった活用が、なかなか目的外ということで使えないというのが現状でございますので、そのあたりについてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）制度としてはそうなっている、だからそうしますというお考えはわかるんですよ。でも、それはおかしいとは思いませんか。実質的に考えてみて。市長、いかがですか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えします。

これは理事に聞いてほしかった、実は聞いてほしかった。専門家ですので。ただ、確かに松浦議員の言う、私も26年に就任して、まず市街地開発住宅、あんなあいてるのに何とかならんのかよという話をさせてもらったんです。でも、やっぱり補助金をもらって建ててある関係で、もし目的外使用というところが判明したときに、当時、もし補助金を返せというふうな話になりますと、たちまち橋本市は終わってしまいますので、そういう、土地もそうなんですけど、補助金で買ってあるという部分もありますので、その辺の、私らのほうにとっても補助金返還、恐らく30軒でしたら、30あったら4億5,000万円ぐらいの返還を求められるというふうなことになるであろうと。そういうふうな事情もあって、私どもも、できたら使っていただくほうが駅前にとってはいいのかなとは思う反面、そこにやっぱり大きな制度的な問題があるのではないかなというふうに思っています。

先ほどから建設部長が答えてますとおり、建設部長がその分まで触れてというのはな

かなか難しいかと思いましたが、説明をさせていただきます。ただ、私どもにとっても、あの市街地再開発住宅、これは何としてみても将来的には民間に開放するなり、市営住宅として使うなりという方法をしていきたいとは、内部でも議論をしております。ただ、現段階では非常に難しいというふうなことになっています。

今回の件につきましては、あくまで福祉政策ということで、1年間家賃無料で、1年間の間に生活を再建してくださいということで、特別に火事があったときに入っていただきました。というのも、市営住宅、急に入れるような状況ではありませんので、そこに入ってもらおうと思ったら、改修するにも相当な時間がかかるという部分もあって、私の判断で再開発住宅に入っていただいています。1年たったので、火事に入っていただいた方には申しわけないんですけども、市営住宅へ移っていただけませんかというふうなお話もさせていただいています。

今回、そういうふうな十分な配慮をしたつもりでありますし、今後の再開発住宅の活用、また土地の活用というのは、これからの大きな問題になってきますし、私どもとしても、今後、今の土地を商店街のために使えないとか、そういうふうなことも国、県とも十分協議をして進めてまいりたいと思っています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）スピード感がない。やっぱり、やるからにはどんどんやっていかなあかん。この制度はやっぱりおかしいんですよ。制度自体がおかしいんだと。国でも県でも、いろいろ選挙のときに応援しに行って便宜図ってるんだから、どんどん陳情にでも行って、この制度は弾力的に運用してくれなくちゃ地方は疲弊すると。それに地方創生、創生と言っている政府のやり方、逆じゃないか。

逆行してるじゃないか。あっちこっち、議員も含めてどんどん日本中から声を上げていけば制度は変わる。それぐらいの熱意を持ってやってほしい。制度がこうやからしようがないんやと、そんな頼りない話には納得できませんよ。

1回目の質問、これで終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、なぜ学校で国の安泰の大切さについて教えないのかに対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）次に、なぜ学校で国の安泰の大切さについて教えないのかのご質問にお答えします。

国の安泰については、議員ご指摘のとおり、現在、子どもを含めた多くの国民が意識をしたり、深く考えたりすることなしに、ふだんの生活を過ごしているものと思われま

す。また、世界のどこかで毎日さまざまな紛争や事件が起こっていますが、確かに我々日本人の多くが、興味や関心をあまり示さずに過ごしているのではないかと感じられます。

国の安泰のもとである平和が当たり前のことに感じられる現在、平和についても一度よく考えてみることは非常に大切であると考えます。平和は自然発生的にできてきたものではなく、過去の長い歴史の中で人々が苦勞して、また、尊い命を犠牲にまでして獲得してきたものです。

ついては、今後も平和を維持し守るためには、国民一人ひとりが平和について学び、考え、若い世代にも語り継いでいくことが大切です。

学校教育においては、国の安泰という言葉は特に使用していませんが、平和については、学習指導要領にも示されているように、児童生徒の発達段階に応じて教科等の中で指導を

行っています。

例えば、中学校社会科では、目標を「広い視野に立って社会に対する関心を深め、諸資料に基づいて多面的、多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、国民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家、社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」と定め、地理的分野、歴史的分野、公民的分野において我が国の歴史に対する理解を深め、国民としての自覚を育て、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させるよう指導しています。

また、道徳の時間においても、日本人としての自覚を持って国を愛し、国家の発展に努めることや、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に貢献することが内容項目に盛り込まれています。

これらの学習を通じて、平和について深く考え、将来、平和の維持のために自分たちに何ができるか、何をすべきかについて考えられる大人に成長して行ってほしいと思います。

そのためにも、地球視野的な視点を持ちながら世界に関心を向けるとともに、地元橋本市や自分の住んでいる地域、また、家族についても考え、持続可能な社会づくりや平和な地域づくり、家庭づくりに励んでいてもらいたいと思います。

現在、私たちの多くが戦争を知らない世代です。しかし、過去の戦争の悲惨さや、非人間性を忘れることなく、これまでの人々の平和への願いを次の世代に引き継いでいく必要があります。国の平和、安泰については、大人も子どもも含め、意識的に考え、取り組んでいく必要があると考えます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）一般論としてはこれでわかるんですけども、実質的、実態的に、いろいろ答弁の中に私なりの疑問がありますので、質問させていただきます。

まず、教育長を任命するのは市長も大きな権限を今回から持っておりますので、お2人からのお考えを伺いたいと思います。

現在の日本の安全というのは、何によって維持されているとお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

一番の基本は、日本を愛する気持ちだというふうに思いますし、二つ目は憲法9条というの大きな影響してきているのかなというふうに思います。

ただ、こういう世界情勢の中で日本が平和に今まで来れたというのも、やはり日米安保によるものも非常に大きいのかなというふうに思っています。

なかなか、国を思う心を育てていくというのは、今の時代には非常に難しいのかなというふうに思います。そういう中で、これから、日本を愛する心、人を敬う心、また、人を思いやる心、そういう精神的な部分では、もう少し日本人も余裕を持って、そういう心を持っていくということが大事なことだなというふうには思っています。

ただ、北朝鮮のような国がありますと、これからの平和な日本をいかにして守っていくかも、はっきり言えば、ボタン一つでミサイルが飛んでくる時代でありますから、そういう中で、これから平和というのをどういうふうな形で取り組んでいくかというのも、私たちにとっては大きな課題かなというふうに思っています。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）私自身、教育行政の中で仕事をさせていただいています。そういう意味で言うと、政治的中立性、公平性を担保する必要があります。個人的な見解というのは、やはりこの場では述べるべきではないとは思いますが、しかしながら、市長もお話がありましたとおり、私も同じ意見でございます。

この前の戦争が終わって71年、多くの方々が亡くなった。特に、被爆国である我が国のしていかななくてはいけない責任というのは、他の国よりも、より一層重大であると思っております。そういう意味で言いますと、核兵器廃絶、この言葉につきましても、個人的な心情以上のものがある。絶対的な正しい答えであるの一つは思っています。核兵器廃絶と軍縮に向けて、やはり日本は世界に発信してきた。そして、その姿を見せてきた。それが今の日本をつくってきたのではないかなと思っております。

○議長（中本正人君）1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）ありがとうございます。

全然見当違いの話で、市長は憲法9条と気持ちで日本の平和を維持しておると。僕は、自衛隊と日米安保軍事同盟があるから相手から攻めてこれないと。だから維持されているんだというふうに思います。

中立性というの、もちろん大事ですけども、中立というのと現実の現状分析というのと全然違うんです。きょうは天気が雨かという話を私は今しているんで、今の日本の安泰というのは、気持ちとか9条で守られているというふうには私は思わないです。それは一般通念だと思います。

そこで、教育長の答弁に沿って質問していきますと、平和は自然発生的にできたものではなく、過去の長い歴史の中で人々が苦労し

て、また、尊い命を犠牲にしてまで獲得してきたものです。獲得してきたものと。尊い命を犠牲にしてまで。守るためには、やっぱり同じように尊い命を犠牲にしても守らないかんというようなお考えでしょうかね。

市長、いかがですか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

まさに尊い命は守っていくということが大事なことであると思いますし、本当に私は、逆に、これからの平和をどうやって守っていくというほうが、これは本当に難しい。また冷戦時代の復活みたいなことも始まってますし、実際に今の日本の憲法だけで日本の平和が守っていけるのかという、実は問題もあると思います。自衛隊の皆さんが十分活躍していただいていることも十分認識をしておりますし、やはりこれからの平和を守るためにはどうするんかというのが大事なことだと思います。

今は、ボタン一つでミサイルが飛んでくる時代ですし、それに対して、やはり日本の抑止力というものも、これからつくっていく必要もあろうかと思えます。

そういう中で、この問題はあまりにも難し過ぎて、この場ではなかなか答弁はしにくいですが、ただ、日本の平和をいかに守っていくかということは国民的な課題やと思いますので、これからいろいろ考えてまいりたいと思います。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それでは、学習指導要領に示されているような内容で、諸資料に基づいて多面的、多角的に考察し、我が国の国土と歴史に理解と愛情を深めたいと、そういうことをやりますよと指導要領ではあります。

それでは、多角的、多面的と。僕は今まで教育上おかしいと思うのは、戦争はだめだと、悲惨だと、絶対やっちゃだめだと、平和憲法があると。そこから先のことを考えていない。思考停止している。じゃあ、責めてきたらどうするんかと、何も考えていない。ほんまにそれでいいんかと。国民一人ひとりがやはり教育の場で、義務教育の場で、ものの道理というのをきちんと勉強できるような、そういう教育をすべきであると思いますけどね。

そうしたら、平和教育というので、例えば広島原爆の資料館というんですか、そういうところ、あるいはまた、ほかの戦争の悲惨なものを展示してあるところへ学校としては行ってると思うんですけども、それは多面的ではなくて一面的ではないんでしょうかね。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）子どもたちが世界の平和と人類の福祉ということで学ぶ材料として、先ほど議員おただしのとおり、学習指導要領がございます。学習指導要領の中の文言を一定紹介させていただいて、多面的教育のありようというのを、私のほうからお話をさせていただきたいと思っています。

世界平和と人類の福祉の増大という公民的な分野です。中学校3年生です。世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力、及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。このように書かれています。



私たちは、やはり子どもたちを学習する、平和についても学ばず、これは非常に大事です。学ぶということは事実を教えるということです。発達年齢に沿って、子どもたちに過去の事実をしっかりと教えていく、これが一つです。その中で子どもたちが考える。そしてまた、いろんなことを認識する。そして、世界平和に向けた行動をできる態度を養う。教育はそういうことだと私は思っています。考えさせ、認識させ、理解させ、態度を養う。先ほどお話しさせていただいた形で教育を進めていっていると、そのように思っています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そのお考えはもちろん異論はないんですけど、それは過去の事実をしっかりと教えるということも大事ですけども、現在の事実をなぜ教えないのかと。はっきりしたことを教えないのかと。

例えば、大災害における自衛隊の活躍が大きな賞賛的となっておりますが、それは自衛隊の主たる任務ではなく、主たる任務は、国家が侵略を受けないように強い自衛隊で抑止力を発揮して平和を維持し、万一侵略を受けたときには、命を危険にさらしながら外国軍隊と戦い、我々を守ってくれるんだと、そういうごく基本的なことをなぜ教えないのか。目標とか理想みたいなことばかり言うておって、現実はどういうふうだということをやっぱり教えるべきだと。全く抜けている。私はそのように思います。

だから、広島とかそういうところに行くのもいいですよ。と同時に、現実はどうだと。自衛隊の基地へ行って、どれだけ前線が厳しいとか、そういうこともやっぱり国民に知らせなければ、子どもに学ばせなければ、夢みたいなことばかり言うておる話になって、日本が侵略を受けても誰も助けに行かない。皆逃げる。

この前、すり合わせのときに話ししておったんですけども、すり合わせのときにどうするんですかと。そしたら逃げるというんですよ。人間が一番大事なものは命だと。だから逃げると。逃げたときにどういうふうにできる、逃げてその後の生活はどうなるか。そんなの何も考えてない。ただ逃げると。殺すのも嫌だし、殺されるのも嫌だと。そういうお題目みたいなことばかり言うてたら、やっぱりもっと実態を知らせることが僕は大事だと思いますけれども、その点については抜け落ちている。殺すのも嫌だ、殺されるのも嫌と。

例えば、正当防衛というのは、急迫不正の侵害に対し、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。これは正当防衛の刑法の条文ですよ。それは世界中誰でも認めている。急迫不正の侵害が来たときには、我々は日本の国を守るために、日本の国民一人ひとり、家族、地域住民を守るために頑張ると。これは当たり前の話で、それが世界共通の正当防衛の根拠ですよ。これを否定するような、逃げるというような考え自体が、私には考えられない。いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）今、議員おただしのいわゆる他国が攻めてきた場合に、あなたは どうしますかということだと思います。

日本が本当に戦争に巻き込まれる状況をよく考えてみますと、恐らく第3次世界大戦という形の中で日本が戦争に巻き込まれる状況だと私は思っています。第3次世界大戦がどのような戦争で、どのような結末を迎えるのかは想像に難くない。いわゆる核兵器の乱発により、この地球上自体が、人がひょっとして住めない状況になるかもわかりません。ある人は、第4次世界大戦は石ころでの戦争に

なるだろうということも言われていました。いわゆる第3次世界大戦が終わった後の次の大戦は、ほとんどそういう状態になるであろうと。

議員おただしの件、よくわかります。他国が攻めてきた場合、どうすればいいのかというおただし、非常によくわかります。ただ、私たちは教育の現場で子どもたちを教える立場にあります。それは、子どもたちに一方的にこうしなさいよという教育ではなくて、子どもたちがそれぞれ考えて、どのような形でこの国を守っていくのか、それは、そのありようはいろいろだと私は思っています。逆に、同じ考えに、子どもたちをその場面にさせること自体が危険ではないか、そのようにも私は感じています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いろんな議論になっておもしろいんですけどね。

私が言いたいのは、確かに理想を説くことも大事、しかし、一方的に第3次世界大戦がこうなる、ああなると、そんなんわかれへん。なるかもしれないし、ならないかもしれない。でも、国民としては、どんな事態に応じてもあるべき姿、国民としてこうすべきだというようなことを基本的に教えないといけない。

もう一回ここを読みますね。大災害における自衛隊の活躍が大きな賞賛の的となっているが、それは自衛隊の主たる任務ではなく、主たる任務は、国家が侵略を受けないように強い自衛隊で抑止力を発揮して、平和を維持し、万一侵略を受けたときは命を危険にさらしながら外国軍隊と戦い、我々を守ってくれるのだというごく基本的なことも、学校ではやっぱり教えるべきで、過去の悲惨さ、とんでもない大きな被害、だからだめなんだというだけでは本当に大事な人権、守っていけない。本当に人権を守るんだったら、侵害して

きたものに対して、自分が立ち向かって守る、当たり前の話じゃないんでしょうか。

以上です。

○議長（中本正人君）この際、1番 松浦君の質問項目3、市内循環バスの運行形態に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時13分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

1番 松浦君の質問項目3、市内循環バスの運行形態に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）本市コミュニティバスは、全4ルート・各ルート1日6便を運行しています。また、現在、平成29年4月をめどとしたコミュニティバス運行ルートの見直し作業を行っており、各ルート1時間30分の行程を約1時間に短縮し、コミュニティバスが行かなくなる周辺部や道が狭隘な地域を、タクシー車両によるデマンド交通で対応したいと考えています。

コミュニティバスは、国が示しているコミュニティバス導入に関するガイドラインの要件により、既存路線バスとの競合区間を避けたり、安全運行に支障のないルートを設定する必要があります。また、市内交通空白地域、交通不便地域のうち、コミュニティバスで対応可能な地域はほぼカバーできていると考えており、現状のルートとは別に、コミュニティバスによる新たなルート設定は困難な状況にあります。

以上のことにより、運行ルート見直し後のコミュニティバスとデマンド交通を併用した

交通手段の実証結果を踏まえ、運行経費、市負担額等のバランスを図りながら市内交通空白地域、交通不便地域の解消をめざすとともに、議員ご提案の趣旨も踏まえながら、今後の本市の公共交通のあり方を考えてまいります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私の質問の趣旨は、きめ細かく、できるだけ多くのお年寄り、特にお年寄りが、市の循環バスの便宜に浴することができるよう、できるだけ多くということで、別に倍とかいう話ではこだわらないんですけども、また、月水金と火木土と隔日に運行するということは、結局、特定の地域の人だけが利益を得て、そうでない人が置き去られるというのであれば、今利益を得ている人の利益が半分になるとしても、ほかの人の半分増やしたらいいというような、公平の実現という観点から提案させてもらったものです。

それで、今の答弁によりますと、デマンドと、その分については改善していくというお話ですが、今、お年寄りが非常に使い勝手が悪い、不便だということを解消していただくのが趣旨だと思うんですけども、その実現のためにはどういう、期間的にはどれぐらいの時間が必要なんでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）答弁にもございましたけども、現行のコミュニティバスを隔日に走らせるようにして半分にし、そして残りの半分で、もう4ルートをつくり、隔日にコミュニティバスを走らせるということにつきましては、現在、狭隘な道路等がございますので、なかなか難しいというところで、安全運行上のよくないところも走らないというふ

うな形になっているんですけども、それから、路線バスと競合しているところも無理をしながら走っていたというところで、これ以上コミュニティバスを広げるのは困難という前提のもとに、議員ご提案の公平性につきましては十分に考慮させていただき、まず、タクシー車両によるデマンド交通による対応で実証実験をさせていただきまして、市民のための公共交通を考えてまいりたいというふうに考えております。

デマンド交通につきましては、確かに、かなり利用が難しいというのもございます。それで、地元説明会の開催でデマンド交通の乗り方とか、そういうふうな……。

（発言する者あり）

○総務部長（吉本孝久君）不便性の解消の時間でございますけども、ルート見直しについては、現在取り組んでいるところです。それで、デマンド交通を導入するのは29年4月。この4月の導入によりまして、デマンド交通を走らせるわけでございますけども、29年4月からデマンド交通を走らせて、不便性の解消に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）時間がないので端的に聞いたことだけ答えていただければと思います。

それでは、それまでの見直しという点については、例えば、今ここにとまってほしい、ここまで来てほしいというような要望が出たとしても、弾力的に答えていただけるんですか。それとも、あかんと言われるんですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）現在のコミュニティバスの一回りするには1時間半かかっております。そして、希望でここにとまってほしいよというふうな要望があると思うんです

けども、一応、時刻表というのを作成する必要がありますので、ここにとまるとかというふうな要望が出てきたら、1時間以内に1周するというのはなかなか難しいと思います。ただ、その辺の要望もネットワーク協議会のほうで協議することになっておりますので、この辺につきましては、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）デマンド交通と見直しと一緒にということですか。一緒。そしたら、それまでは今の確定したルートで行くより仕方がないということですね。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）一応、29年4月1日、デマンド交通を目標としておりますので、今現状の29年3月31日までは現状のルートというふうになります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）お年寄りの必要性というのは、どんどん増えてきているし、それまで全く見直さないということも、あまりにも硬直過ぎるのではないのでしょうか。いろんな要望を聞いてみて、それで、これはぜひとも必要だというふうに判断した場合、しなかったらいいですけども、した場合に、それでももうしゃあないな、辛抱してくれよという市の基本姿勢ですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）今現行のルートで走っているわけでございますけども、そのルートの見直しをするにあたりましては、やは

りある一定の手続き、例えば、運輸支局への停留所の増設の申請とか、そういうのがございますので、なかなか要望には応えられないという状況でございますので、あくまでも29年4月1日のルート見直しとデマンド交通の導入を考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういう基本的な態度、わかりました。必ず29年4月にはデマンド交通が実現できるというふうにお約束いただけますか。あるいは、見通しで、先に延びるかわからんということもありますか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）当然、29年4月1日にデマンド交通を導入するという目標に向かってやっておりますので、今のところはそういうふうな、遅れるとかいうふうなことは考えておりません。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私がいろいろと情報を仕入れたところによりますと、かなりいろんなところで問題が出てくると。なかなか進まないんじゃないかということも聞いておりますので、今のお話、ご決意を必ず守っていただくようにお願いします。

ありがとうございました。

○議長（中本正人君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。